

活力ある教育の再生を目指して

— 学校・教師・親・教育委員会を元気にする提言 —

P H P 教育政策研究会

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日

P H P 総合研究所

目 次

1. 私たちの基本認識	1
(1) 現状についての基本認識	1
(2) 教育改革についての基本認識	3
2. 提言のねらい	4
3. P H P 教育政策研究会からの提言	5
(1) 学校を元気にするために	5
(2) 教師を元気にするために	7
(3) 親を元気にするために	10
(4) 教育委員会を元気にするために	11
《参考資料》	
(1) 児童・生徒に関する資料	14
(2) 親に関する資料	17
(3) 教師に関する資料	18
(4) 教師の新たな人事制度に関する資料	21
(5) 教師の養成と処遇に関する資料	23
(6) 教師の評価に関する資料	24
(7) 校長等管理職の裁量権に関する資料	25
(8) 教職員組合に関する資料	26
(9) 教育投資に関する資料	27
(10) 脳科学に関する資料	28

1. 私たちの基本認識

(1) 現状についての基本認識

(社会について)

わが国は、世界でもきわめて豊かな国の一つである。しかし、冷静に見渡せば、社会構造や国際社会の状況が大きく変化しつつあり、現状及び将来は決して楽観できるものではない。実際、子どもを取り巻く社会環境や家庭生活、あるいは地域社会等の著しい変化は、学校教育に幾多の深刻な問題を引き起こしている。

顧みるならば、高度経済成長期に入る1960年代の初めまで、日本人の多くは農村や漁村に住み、水稻耕作を中心とする社会の中に生きていた。そしてそこにある伝統社会と生活経験を前提として、日本の近代化は推進されてきた。わが国は、敗戦の苦難を乗り越え驚くべき経済発展を成し遂げたが、その奇跡的な復興が可能であったのも、伝統的日本社会の人間関係を重視する生命共同体的な連帯感があればこそである。

そしてわが国は、その戦後の復興によって敗戦で失われた自信を取り戻し、これからは日本の時代であると自負するまでにいたった。しかしその後、バブルの崩壊を契機とし、わが国は再び自信も依拠すべき理念も失い、進むべき途を見出せなくなっている。

このような社会にあっては、誰しも自らの行き方、考え方のみならず、大人としてあるいは親として、子育てや教育に自信を持てなくなってしまう。おそらくその自信の喪失が、子どもの問題行動に拍車をかける遠因の一つとなっているのである。

(子どもについて)

近年わが国では、非行や相次ぐ少年凶悪事件に見られるモラルの低下、不登校、フリーターやニートなどに見られる活力の低下や社会力の低下、学力低下など、実に多くの問題が生じている。そしてその原因の重要な要素の一つとして、夜更かしによる睡眠障害、あるいは朝食を食べない等、基本的生活習慣の乱れなどによる「内なる自然破壊」、すなわち人間性・人格の形成不全という問題が指摘されるようになってきている。

また、「ゲーム脳」や食生活の乱れが子どもに悪影響を及ぼしているなど、子どもを取り巻く環境の変化が子どもの脳に異変を生じさせている。

(親について)

このような子どもの変化の背景には親の変化という問題がある。厚生労働省の調査によれば、「子どもをもって負担に思う」と答えた人が8割を占め、その理由も第1位に「自分の自由な時間が持てない」が挙げられている。また、内閣府の

調査によれば、母親の64%が「自分のやりたいことができなくてあせる」と答えている。

こうした親の考え方の根底には、子育てが自由を束縛し自己実現や収入を得る機会を奪っているという意識や損得勘定がある。この意識こそが少子化の根因ともなっている。しかし、「幸せ」を取り戻す鍵を握っているのは実は子どもではないだろうか。子どもから必要とされることで不自由になるのではなく、自由・幸福になると自覚する必要がある。

また、クレーマー化した親が教師の業務をいたずらに増やし、学校を停滞させている様子は、今や珍しくなくなっている。多様化する親の要求が学校にぶつけられ、学校はさらなる混乱状況に陥っているのである。

（教師について）

昨年度、公立小中高校で「指導力不足」と認定された教師は過去最高の566人にのぼり、文部科学省では「年齢の高い教師ほど今の子どもたちの変化についていけず、指導できなくなる傾向がある」と分析している。環境の変化、親の変化などによる子どもの変化にどう対応すべきかに悩み、指導の困難さを感じている「子どもへの不応答」教師が増えているのである。

とはいえ、わが国の教師の多くは基本的に勤勉で能力も高く、問題のある教師はごく一部に過ぎない。もとより教育問題のすべてが教師側に起因するわけではない。それにもかかわらず、社会からは教師を叱咤する声ばかりが聞かれる。これに対して教師は、概して自らを鼓舞するよりも自信を喪失する方向に向かっていく。教育改革の進行をゆるめて欲しい、止めて欲しいと願う教師も少なくない。

教育を立て直していくためには、このような子ども、親、教師の変化、悩みを真正面から受けとめ、その時代背景を十分に認識した上でその本来の力が発揮できるよう支援していく必要がある。しかし、主としてそうした支援を担うべき教育委員会の現状については、事務局案の追認に終始し、合議制のため責任の所在が不明確で、迅速な意思決定ができない、などの問題点が指摘されている。

（２）教育改革についての基本認識

１９８０年代以降、先進諸国はたえず教育改革に取り組んできた。わが国では、中央教育審議会を中心として改革が進められる一方で、１９８４年から８７年にかけて臨時教育審議会が、２０００年には教育改革国民会議が、教育の抜本的な見直しに取り組んだ。そして今、それらの諮問機関等で提言された施策が、「第三の教育改革」として着々と推し進められている。

こうした状況を踏まえ、私たちPHP教育政策研究会では、会の発足に当たり、教師を中心とした多くの教育関係者たちに教育改革に関する意見を聴取した。すると、改革の進行により、自治体や学校の裁量権が高まって独創的な教育がやりやすくなったとの肯定的な見解が一部にあるものの、次々と繰り出される教育改革への対応に疲弊した教師の姿が浮き彫りになった。

いずれの教育改革案も、適切に実施されるならば少なからず教育の改善につながるものばかりである。しかし、そのように現場の教育関係者が疲弊しているような状況では、せっかくのアイデアも十分に生かされず、大きな効果も期待できない。それは、乾ききった土の上に種をまいてもなかなか芽が出ないようなものである。したがってまずは、優れたアイデア、工夫を積極的に取り入れ、生かせるように教育の現場を改善する必要がある。言い換えれば、現場の教育関係者を元気にすること、すなわち親と教師の意識改革と環境整備に早急に取り組まねばならない。

特に、親と教師の「主体変容」すなわち、「大人が変われば子どもは変わる」「家庭教育は基本的に親の責任である」という親と教師の意識改革がきわめて重要となる。その意味で、「一人からの教育改革」こそが教育改革の出発点といえる。教師には親に対する指導力も求められており、学校を親としての学び、親になるための学びを深める「親学の拠点」にしていく必要がある。

教育内容の観点から言えば、従来の戦後教育で大切にしてきた個性の重視など、「人間教育」の視点からの教育についてはさらに充実、発展させる必要がある。しかしそれと同時に、一人ひとりが社会の一員としての義務を果たし、家庭、職場、社会、国家、国際社会などの集団を支える存在でもある、という自覚を育むために、公民、国民としての教育という視点を大切にすることも、これからの教育にはより一層求められる。

近代化を理念とする明治の教育改革は「第一の教育改革」と呼ばれる。そして民主化を理念とする戦後の教育改革は「第二の教育改革」と呼ばれる。これら二つの改革は、欧米にモデルを求めつつ過去の全面的な「否定による進歩」を目指したものである。しかし、２１世紀の「第三の教育改革」は、第一、第二のように欧米にモデルを求めることはできない。２０世紀は西洋文明が日本文化の世界観に近づきはじめた歴史的転換期であり、このような文明論的視点から日本文化の価値を見直し、西洋の文化、社会からも学びつつ、日本人の新たな自己実現を目指す第三の道を自ら切り開いていく必要がある。

その際、「三つ子の魂百まで」「しっかり抱いて、下に降ろして、歩かせろ」などのわが国の素晴らしい子育ての伝統の知恵を生かすことが大切になる。すなわち、「第三の教育改革」は、日本の子育ての知恵を再興し、日本の伝統文化の不易な価値を脳科学などの現代の最先端の科学的知見によって創造的に再発見しつつ、欧米の社会や文化の長所にも学ぶ「補完的進歩」を理念とし、違いの価値に学び違いを生かし合って新たな秩序を共に創っていく「共創」社会の建設を目指すものでなければならないのである。

2. 提言のねらい

以上の基本認識に基づき、私たちは具体的な施策について議論を重ねた。その結果、次のような方針で提言をまとめることとした。

- 1) 教師が元気になる提言とすること
- 2) 親としての育ちの支援につながる提言とすること
- 3) 国民が希望を持ち、しかも実現可能な提言とすること

今回の提言・施策の多くは、新たな予算措置を必要とする。そのため、“ 現行の教育予算には限りがあり、いずれも予算的に実施が困難である ” という批判が寄せられるかもしれない。しかし、私たちはあえて次のように訴えたい。第一に、教育行政機関は、私たちの提言が有効であると判断するなら、あらゆる手段を尽くしてその実現に必要な予算を確保してほしい。第二に、私たちの提言した施策に要する予算は決して高額ではない。また、その施策の多くは、ボランティアあるいは有償でも非常に安価な謝金で活動している組織、例えばNPO等民間団体の積極的な活用を想定している。そのため、公的機関で実施するよりも、効率的かつ有効に実施することが可能であることを理解いただきたい。

今回の提言・施策の中には、具体化するためにはさらに突っ込んだ議論が必要なものもある。しかし、この提言の趣旨を踏まえて検討を重ね、政府及び地方自治体、教育行政機関や学校において実行されるならば、必ずや教育現場は活性化し、教育力の向上が図られるものと私たちは考えている。

３．PHP教育政策研究会からの提言

（１）学校を元気にするために

学校が良くなるか悪くなるかは校長次第であるといわれる。それだけに、校長に寄せられる期待は大きく、責任もきわめて重い。実際校長である以上、公私の別なく日夜も分かたず職責を担わなければならない。不安や悩み、心配事も尽きることがない。しかし校長には、学校を変える大きな力が与えられている。自ら信じる教育理念のもと、よりよい教育の実現に向かって挑戦する機会が与えられている。教育者として、これ以上のやりがいはない。是非とも理想の教育の実現に向け、恐れず挫けず熱意を持って挑戦していただきたい。その熱意が本物であれば、子どもや親、教師のみならず、地域の助力も必ず集まってくる。

<提言 1>

校長等管理職の実質的な裁量権の拡充とその権限を実際に行使できる環境づくりを進める。

校長等管理職の裁量権が上げられているにもかかわらず、なお現場からは不十分との声が高い。校長等管理職が実際に学校経営の責任を担うために必要な裁量権を、現場の声をもとに明らかにした上で、その拡充を図る必要がある。また、校長等管理職自身の能力や学校を取り巻く環境によっては、与えられた裁量権をなかなか行使できないこともある。そこで、校長を補佐する教頭や副校長の複数名配置、中間管理職の配置等により、実際に裁量権を行使できる環境づくりを進める。あわせて、校長等管理職が、高い意欲をもって思い切った取り組みができるよう、任用、降格、リカレントなどが柔軟に行える評価・処遇制度の見直しを行う。

<提言 2>

校長の学校経営を支援する「学校経営コンサルタント」の養成、導入を推進する。

校長には、教育者であると同時に学校経営責任者としての役割が期待されている。しかし、いくら学校経営に関する研修を受講したとしても、そもそも経営者としての教育や訓練を受けていない校長が、学校経営責任者としての役割を独力で果たすのはきわめて困難である。特に近年、学校を取り巻く経営課題は多岐にわたり、経営の舵取りの困難さは増す一方である。そこで、適切な学校経営が行われるよう、校長の経営活動を支援する「学校経営コンサルタント」の養成と導入を

積極的に推進する。「学校経営コンサルタント」については、企業経営経験者や経営コンサルタント等の民間の力、退職した実績のある校長や教育行政職員を積極的に活用するとともに、「学校経営コンサルタント」の育成を目的とするNPO法人の設立を支援することでその養成を図る。

<提言 3>

業務コンサルタントを導入し、校務分掌等教師が担う業務を根本から見直す。

多様で煩雑な多くの業務のため、現場の教師は少なからず、授業・教材研究、研修、あるいは子どもの指導やサポートのための時間を確保しにくくなっている。また、負担の大きい校務、業務が、一部の力ある教師に集中することにより、教師の多忙感の高まりと疲弊を招き、トータルな学校の教育力の低下につながっている面もある。この状況を改善するため、教育行政や学校主導による取り組みも行われているが、十分な成果は見られていない。そこで、思い切って民間の業務改善コンサルタントの導入を進め、その主導のもとで校務分掌や業務をゼロベースで根本から見直し、業務削減、外注化、IT化の徹底、地域社会への業務の委託・協力依頼等を通じて、教師が教育活動に専念できる環境づくりを早急に構築する。

<提言 4>

「学校支援基金」を設置するとともに、学校が提携や寄付を受け付けやすい仕組みづくり、制度の整備を図る。

多様な教育が学校に求められている。それらの要望に応えていくためには、既存の公教育費だけでは必ずしも十分とは言えない。そこで、地域社会・企業への提携の呼びかけ、学校の施設や教材等の充実のための寄付募集、学校への助成活動を専門に行う「学校支援基金」を創設する。また、あわせて地域社会・企業が積極的に学校教育に協力できるよう、特別な優遇税制導入等の措置をとる。なお、「学校支援基金」は、地域の実情に応じて、県教育委員会あるいは市町村教育委員会内に設けられるが、教育行政から独立した支援組織として、その運営は地域社会・企業関係者、校長等教師、親らで構成される委員に委ねられるものとする。

(2) 教師を元気にするために

しばしば報道されているように、たしかに指導力不足あるいは不祥事を引き起こす教師も少なくない。しかし、わが国の教師には、きわめてまじめで優れた人が多い。いじめ、不登校、学力低下、非行等、数多くの教育問題を抱えつつも、わが国の学校教育が維持されているのは、そうした教師の努力のおかげである。教師は自信をもってよい。しかし、時代は大きく移り変わっている。現状の教育ではその変化に対応できず、子どもたちに新たな時代を生き抜く力を与えることは難しい。教師はもっと人間力、実践力を高める必要がある。子どもたちの未来のため、たえず自らの力を向上させつつ、時代に適応した教育の実現に向けてのさらなる努力をお願いしたい。私たちは、わが国の教師にはそれを成し遂げる力が備わっていると信じている。

<提言 5>

教員養成課程のカリキュラムを抜本的かつ早急に改革する。

今日の教師には、知識、技能はもとより、教育者としての志や理念の確立、授業づくりや生徒指導等の実践力、さらには子どもや親、地域社会の多様な人々と適切に関わっていくことができる豊かな人間力などが強く求められている。しかし、現状の教員養成課程は、そうしたニーズに応えるものにはなっていない。教員養成大学の中には、新たな取り組みを行っているところもあるが、改革の歩みはきわめて遅い。そこで、現場の教師の声を踏まえつつ、授業の名人や現場経験者の積極的な活用・登用、学校現場での教育アシスタント制度の導入、教育実習の早期化等、各大学の新たな取り組みに対する財政的、制度的支援を充実させ、教員養成課程の改革を大胆に促進する必要がある。その際、各大学は、教師の質は大学教育に責任があることを自覚し、現場経験の豊かな人材を登用するなど、大学教師の質の向上にも最善の努力を払う。

<提言 6>

優れた教育力、実践力、人間力を有した人材を得るため、柔軟かつ多様な教員採用の方法を確立する。

学校の教育力向上のためには、優れた教育力、実践力、人間力を有する教師を採用することがきわめて重要である。そこで、優れた教師を切に求めている校長等管理職の声を踏まえ、ボランティアや社会人体験を考慮した採用試験の工夫、教

師としての資質を採用時にチェックするインターン制度の導入、特に社会人、講師経験者に対し、元の職場の上司あるいは臨時採用時の校長の評価や推薦を前提に、一次試験免除等の優遇措置をとるなど、採用方法の思い切った見直しを進める。

<提言 7>

「授業研究」など自主的な研修の研修単位化や民間の研修を幅広く導入する等、教員研修を多様かつ実践的なものにする。

「授業研究」や「課題研修」等、校内研修あるいは民間研修には、教師の実践的力量を高める有効な研修が数多く存在する。それらの研修を、教育センター等における研修と並行して教師が柔軟に選択、受講できるよう、公費による助成と研修を受けやすい仕組みづくりを推進する。また、教員研修に親としての育ちを支援する「親学」を導入するとともに、教育委員会の認定による「生徒指導の達人」「授業の名人」などを講師として活用する制度の全国的普及、社会人体験研修の一層の充実など、実践力を高める研修内容の改善を図ることも重要である。ただし、初任者については、できるかぎり子どもたちと関わる時間を確保するとともに、学校現場でのOJTを優先する観点から、校外での研修時間は可能な限り削減する。さらに研修とは別に、教師が社会の様々な人々と触れ合うことによって生じる啓発的意義を考え、地域の諸団体との交流会・勉強会等の開催に積極的に取り組めるような支援策を確立する。

<提言 8>

教師の意欲と教育力向上のため、教師の教育力を評価するNPO法人等第三者機関を設立する。

教師一人ひとりが、着実に教育力の向上を図っていくためには、それぞれの教育力レベル、課題が、客観的な評価によって明確に示される必要がある。また、教師の教育力向上に対する意欲を喚起するためには、その評価結果を処遇に反映させるのみならず、他の自治体で教職に就く際の採用においても、一定の優遇措置を与えることが有効である。そこで、教師の教育力を評価、認定するNPO法人等の設立と、その評価、認定が人事考課、処遇に反映される制度を新たに設ける。なお、この評価機関と処遇制度については、教師自身の主体的な意欲が喚起されるように配慮しつつ推進する。

<提言 9>

教師の能力発揮の機会を拡充するため、教師の移籍が全国的に柔軟に行える制度を整備する。

自治体によっては、特定の年代が多い、あるいは少ないといったいびつな教師年齢構成の問題や採用数のアンバランスが指摘されている。については、自治体が自治体の枠を越えて現職の教師を採用できるようにするとともに、教師が、採用された自治体に限らず自らの就業先を柔軟に選択できるようにすることも大切である。そこで、各自治体が必要とする教師を、自治体独自の採用基準、あるいはNPO法人等第三者機関による教師の評価結果と面接をもとに、他の自治体の現職教師の中からでも柔軟に採用できるよう、条件、制度の整備を進める。

<提言 10>

部活動等体験活動の充実を図るため、教師の処遇の改善と支援組織を設ける。

子どもの個性を育むことが求められているにもかかわらず、部活動を含めた体験活動等、個性の発揮、育成の場に対する支援が不十分である。部活動を含めた幅広い体験活動を教育活動として明確に位置づけ、その教育的効果、方法論の研究を進めるとともに、そうした活動が活発に行われるよう顧問や指導を担う教師の待遇を改善する。また、体験活動の充実のためには、地域・企業等の協力が欠かせない。そこで、そうした地域・企業等と学校との間に立って相互のニーズを調整し、協力関係の一層の充実を図る、地域・企業関係者、教師、行政職員によって構成される支援組織を設ける。

<提言 11>

教師の持つ高い専門性と使命感を政策に反映させ、教育環境の改善を図るため、教師による新たな職能団体を発足、育成する。

教育政策が、ともすると行政主導になりがちとの声がある。実際に教育を担うのは学校であり教師である。教育の改善、改革には、やはり教育現場で日夜努力を続けている教師の声を適切に生かすことがきわめて大切である。これまでこうした役割は教師の労働組合が担ってきた側面もあったが、労働環境の改善と教育への取り組みは本来切り離して論じるべきものである。そこで、教師の持つ高い専門性と使命感を政策に反映させ、現場からの健全な教育政策提言や教育環境改善

の要望を具体的な政策に生かすことができるよう、教育委員会と定期的に協議する教師による職能団体を発足させ、育成する。教育委員会は、教師によって設立されるこの職能団体が、研修、授業・教科の研究活動、政策提言等において主体的な取り組みができるよう支援する。

(3) 親を元気にするために

今日の教育システムは、すべて親による躾や教育を前提に成り立っている。ところが近年、躾どころか子どもの教育に何ら関心を示さず、社会人としても未熟な親が増えている。これでは学校教育も十分に機能できない。教育の第一の責任は親にあることを忘れてはならない。しかし一方で、今の社会にはあまりに躾や教育を妨げるものが多い。豊かさによってもたらされた生活習慣や食生活の乱れ、地域社会のつながりの崩壊、あるいは有害情報の氾濫など、子どもたちを取り囲む環境は悪くなるばかりである。親がときに子育てに不安を覚え、躾や教育に思い悩むのも当然であろう。しかし子どもたちは、褒めるべきを褒め、叱るべきを叱り、愛情のこもった手で育ていけば自ずと成長していく。親は自らの成長を図るとともに、厭うことなく子どもの躾、教育に力を注いでいただきたい。

<提言 12>

学校を、地域の親や子どもが集い、親としての育ちを図る「親学の拠点」として活用できるよう施設、制度の整備を進める。

子育て、あるいは躾や教育にたえず頭を悩ませている親もいれば、子どもに何ら関心を持たず、子育ても教育も放棄している親もいる。そもそも、一人前の社会人として未熟な親も少なくない。しばしば家庭の教育力の低下が問題として指摘されているが、端的に言えばそれは、親としての力の低下にほかならない。とはいえ、一方的に親を責めるわけにもいかない。なぜなら、今日の親が親としての学びを十分に得ていないのも、これまでの教育あるいは社会に一因があるからである。そこで、地域の学校を、親が自らを見つめなおすとともに子どもの発達段階に応じたかかわり方を脳科学の最新の研究成果に学びつつ、親としての育ちを図っていくための「親学の拠点」として、施設、制度の整備を進める。あわせて、地域と学校の良い関係づくりの場として積極的に活用する。

＜提言 13＞

親への情報提供や指導、親と学校・教師の協力関係構築の支援を行う「親学アドバイザー」を育成し、各学校に配置する。

子どもの健全な育成、学校教育充実のためには、学校・教師と親の相互理解、協力が不可欠である。また、家庭教育力が弱まっている昨今の状況から、学校には家庭教育の支援を行うことも求められつつある。そこで、各学校に教師とは別に親としての育ちを支援する「親学アドバイザー」を配置する。「親学アドバイザー」は、教育の第一の担い手・責任者である親に対して、各家庭での躰・教育課題、睡眠や食事などの生活習慣等に関する情報提供、指導、あるいは親自身の育成を目的とした研修会の開催を独自に行うとともに、学校に対しては授業参観、保護者懇談会、定期的家庭訪問等の運営支援を行い、親と学校・教師間の課題の共有化と良好な関係づくりを担う。なお「親学アドバイザー」には、子育て、教育に関する見識に加え、カウンセラーの素養を備えた適切な人材を育成、登用する。

(4) 教育委員会を元気にするために

地域の状況は千差万別である。全国一律の教育政策だけでは十分に対応できない。個々の実状に応じたきめ細やかな教育政策がどうしても必要である。しかしそのためには、独自に施策を練り、主体的に実施し、結果責任を負いつつたえず新たな挑戦を行っていく力が教育委員会に強く求められる。地方分権の時代に応じた教育委員会づくりを早急に進め、地域の要望、実情に応じた個性的な教育の実現に、是非とも取り組んでいただきたい。自治体と教育委員会が協力し、強い意志を持って取り組むことを期待したい。

＜提言 14＞

教育委員の選任において公募制や公選制等の導入を図るとともに、教育委員がリーダーシップを発揮できるよう教育委員会の運営の仕方を改める。

地域の教育に対して、最も責任を負うべきは教育委員である。それにもかかわらず、教育委員の職が持ち回りになっていたり、名誉職化しているとの批判もしばしば聞かれる。そこで、公募制や公選制等を検討するなど、教育委員の選任の仕方を抜本的に見直す。あわせて、教育委員と教育委員会事務局の権限、役割を明確化するとともに、教育委員がリーダーシップを発揮できるよう教育委員会の組

織と運営の仕方を改善する。さらに教育委員は、学校教育現場についての理解を深めるため、できるかぎり学校訪問、教師や親との懇談を行う。また、国会議員に国政調査権があるように、教育委員にも学校や教育行政の調査権を認める。加えて、各自治体の他の施策との相乗効果を図る観点から、首長と教育委員会の連携を強化する取り組みを行う。

<提言 15>

地域の教育行政の要として自立的な活動が行える新しい時代にふさわしい教育委員会事務局を再構築する。

地方分権化の進展にともない、これからの教育委員会に求められる役割はきわめて大きい。そこで、今後の教育委員会事務局の役割を整理、明確にし、次の観点から大胆に改革を進める。

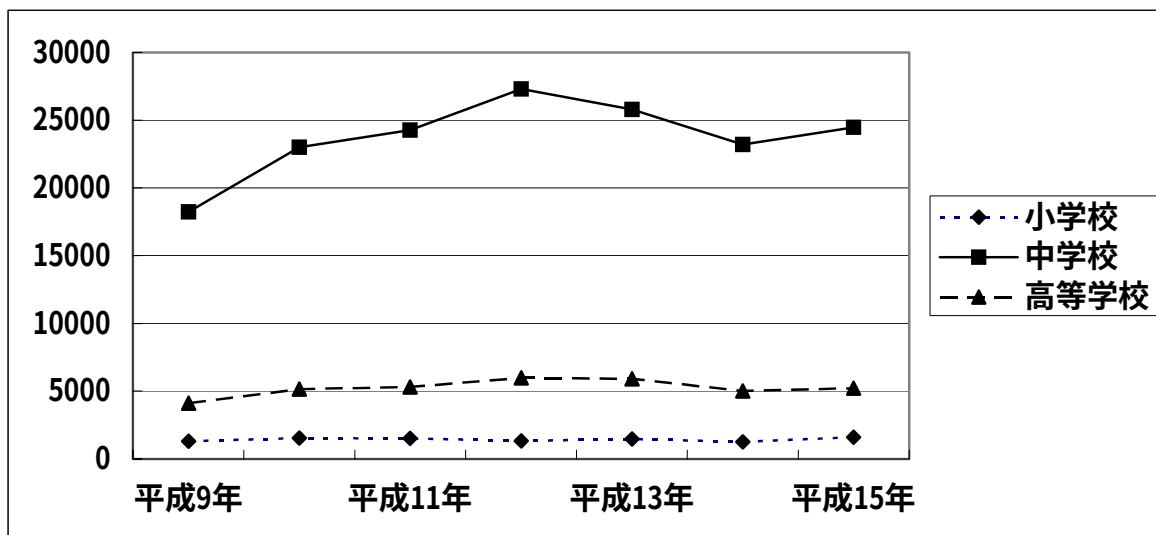
- ①地域の実情に応じた教育政策をスピーディーに立案、実施できる組織規模、体制
- ②教育現場の声が教育政策に反映できる教育委員会事務局の行政職と教師の人員比率の検討
- ③学校現場での教育改革を主導する指導主事等の権限及び責任の見直しと待遇改善
- ④学校現場の要望を踏まえて学校や校長等管理職を支援する力の強化
- ⑤さまざまな教育の現状に対する調査情報等の積極的な公開の義務づけ

さらに、教育委員会事務局と学校現場の意志の疎通を図るため、教育委員会職員が学校を訪問する機会を増やしたり、教師が教育委員会事務局の活動に参加するなど、人的相互交流を活発にする。

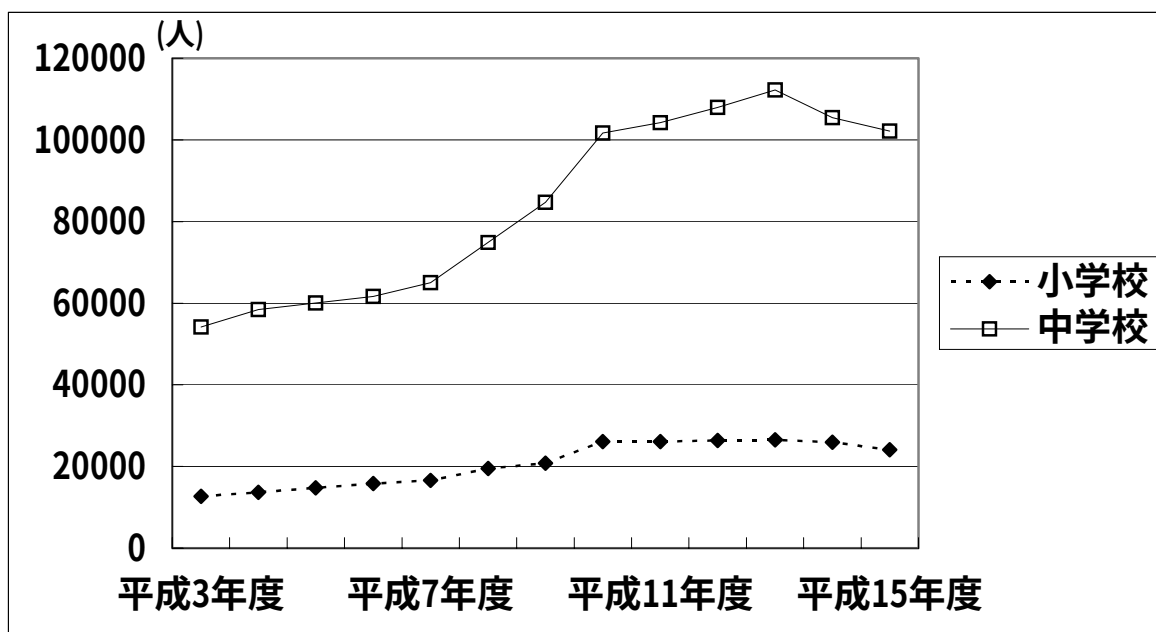
《参考資料》

(1) 児童・生徒に関する資料

① 学校内における暴力行為発生件数の推移



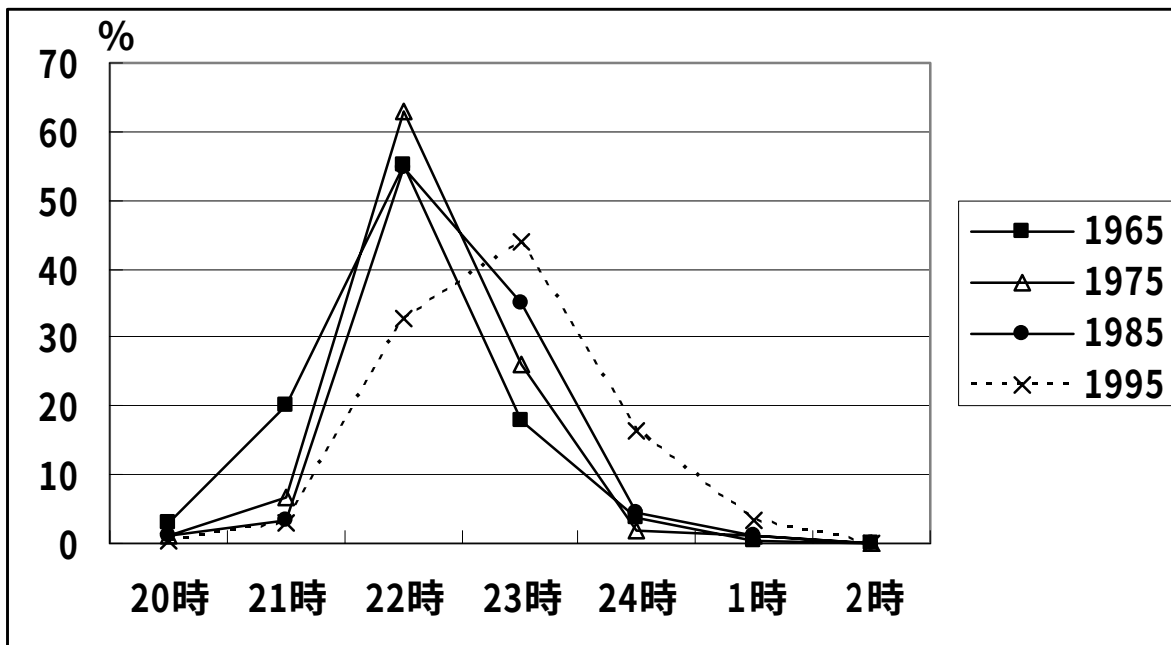
② 不登校児童生徒数の推移



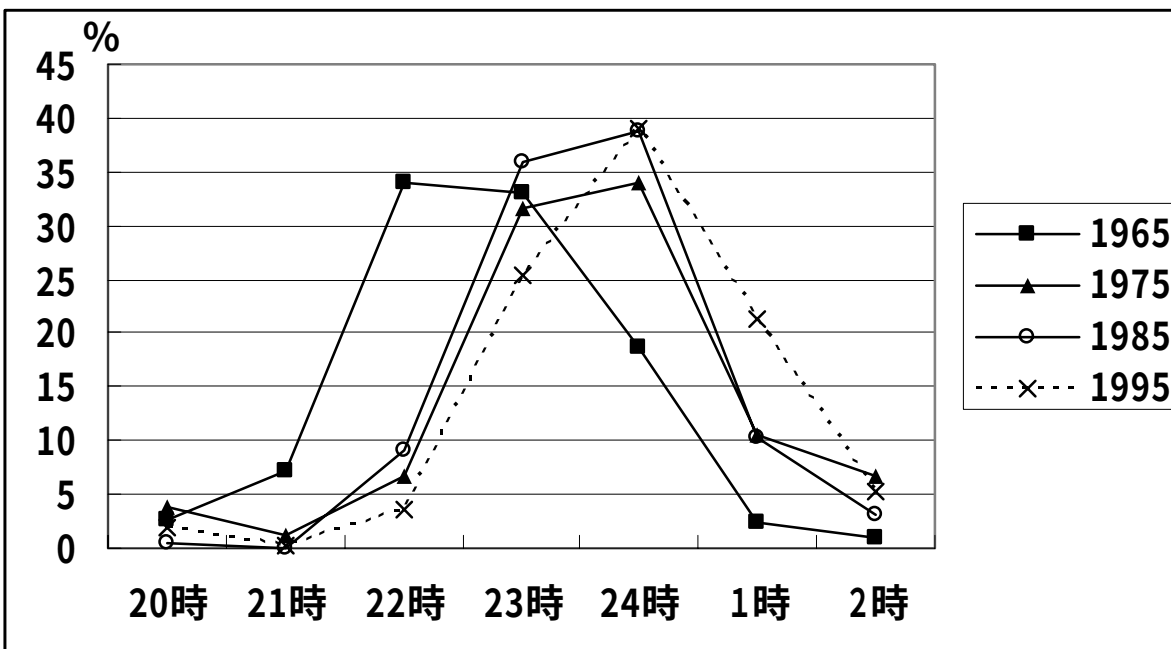
出典：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について（概要）」（平成16年8月）

③ 平日の就寝時間の推移

【小学生】



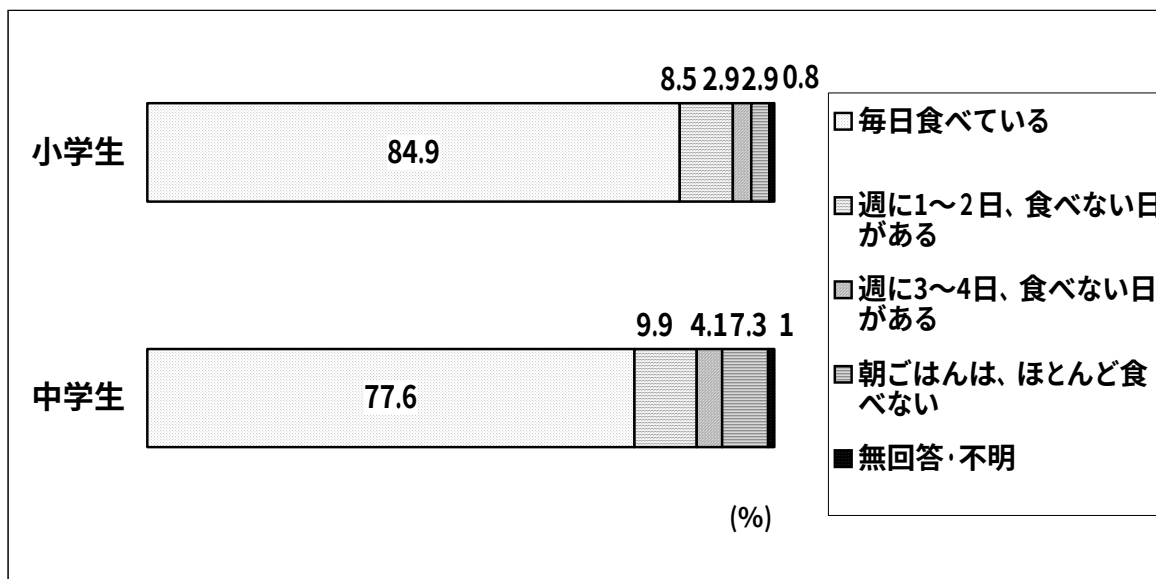
【中学生】



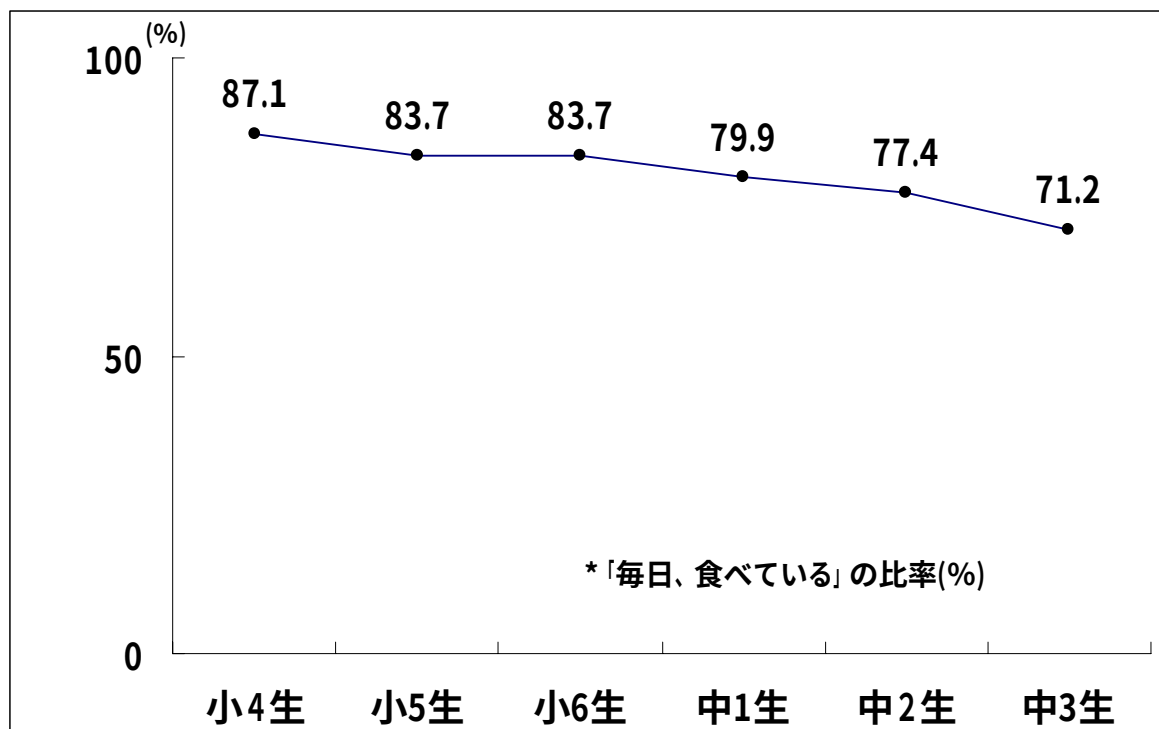
出典：NHK放送文化研究所「国民生活時間調査 1995」

④ 朝食をとる割合

(学校段階別)



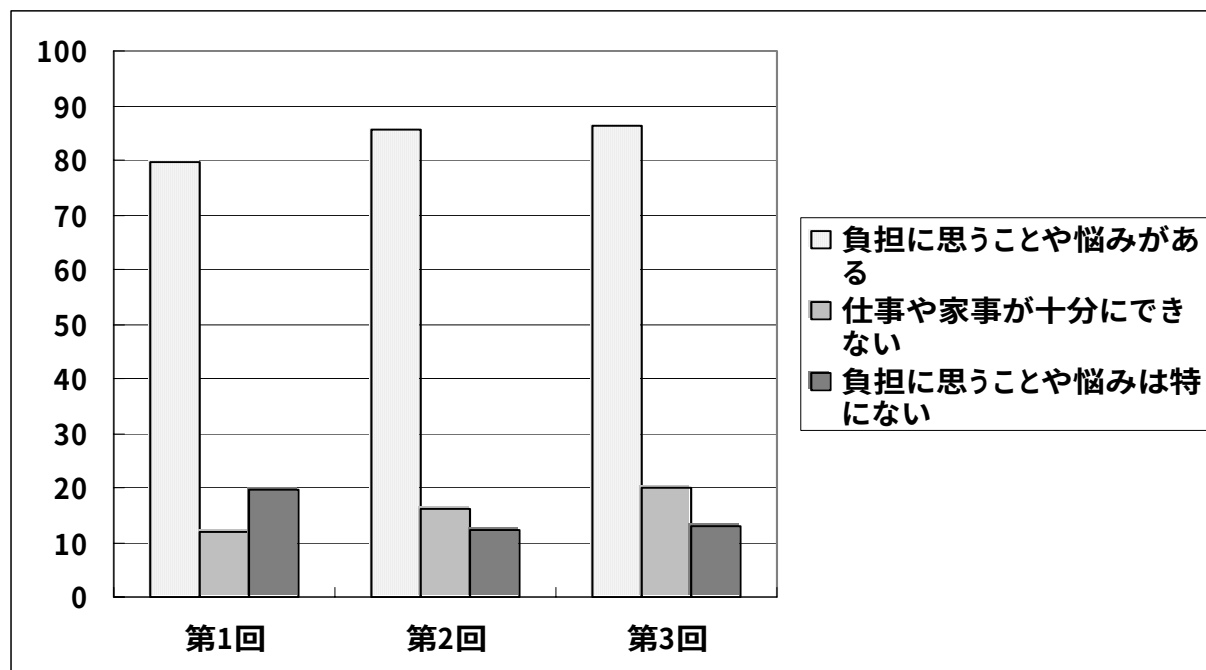
(学年別)



出典：文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果の速報(平成17年6月)

(2) 親に関する資料

① 子どもを育てていて負担に思うことや悩み



出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「第3回21世紀出生児縦断調査結果の概況」（平成16年12月）

②学校でも大学でも教えていないのは、親になる方法

「ともすれば学校では多くのことを教えすぎがちだが、その中で、学校でも大学でも教えていないのは、親になる方法だ。生物学的に人間は再生産されているから、皆同じように子供を育てる能力が備わっていると考えられている。それなら、親としての教育にもっと関心を向け、向上させることには、大きなメリットがあるのではないか。半分冗談だが、子供を教育するにあたり、困難さと責任について自覚しているかどうかを証明する試験に受からなければ、子供をつくってはいけないというのはどうだろうか（笑い）。」（ジェフリー・トーマス・オックスフォード大学ケロックカレッジ学長）

出典：「[21 世紀の人間を語る]5 大学長座談会（1）教育＝上（連載）」読売新聞 東京朝刊 2001.01.3

(3) 教師に関する資料

① 教職員の懲戒処分状況

<総括表>

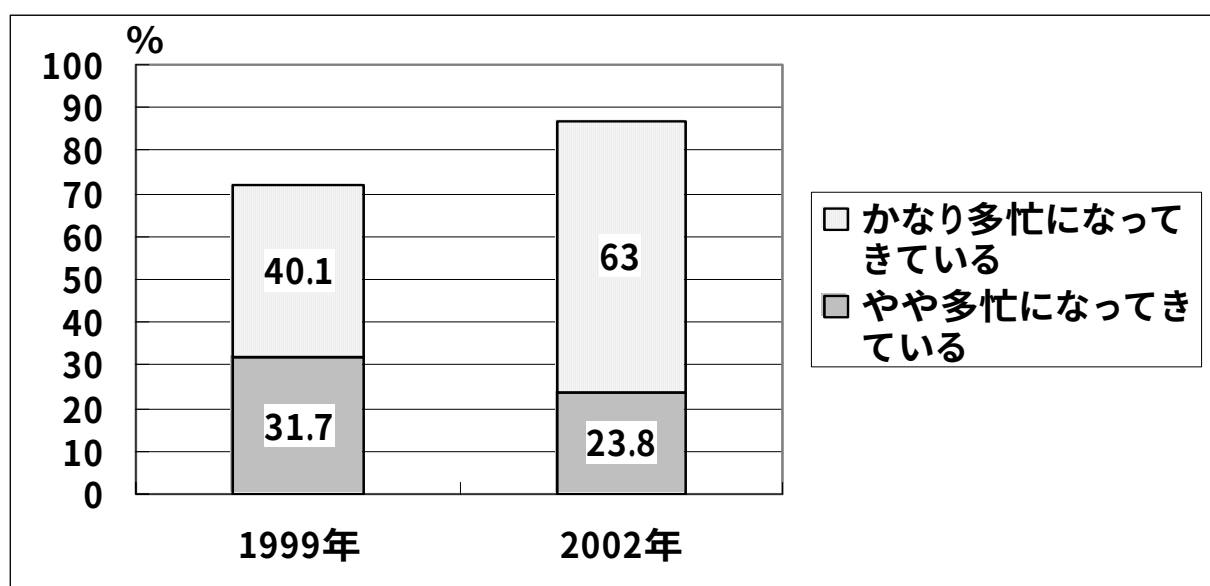
<処分事由>	平成15年度		平成14年度	
	懲戒処分	懲戒処分, 訓告等 及び諭旨免職	懲戒処分	懲戒処分, 訓告 等及び諭旨免職
a 交通事故	636 人(14 人)	2249 人(192 人)	619 人(5 人)	2052 人(168 人)
b 争議行為	10 人(0 人)	26 人(0 人)	31 人(0 人)	43 人(0 人)
c 体罰	173 人(12 人)	494 人(260 人)	137 人(10 人)	451 人(200 人)
d わいせつ行為	155 人(29 人)	196 人(144 人)	148 人(35 人)	175 人(165 人)
e 公費の不正 執行又は手当 等の不正受給	17 人(32 人)	24 人(67 人)	16 人(14 人)	38 人(46 人)
f 国旗掲揚, 国歌斉唱の取 扱いに係るもの	194 人(0 人)	200 人(3 人)	26 人(0 人)	44 人(5 人)
g その他	174 人(32 人)	1152 人(564 人)	236 人(35 人)	742 人(284 人)
合計	1359 人(119 人)	4341 人(1230 人)	1213 人(99 人)	3545 人(868 人)

(注1) ()は、監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数である。

(注2) 監督責任による懲戒処分等とは、非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われた懲戒処分等である。

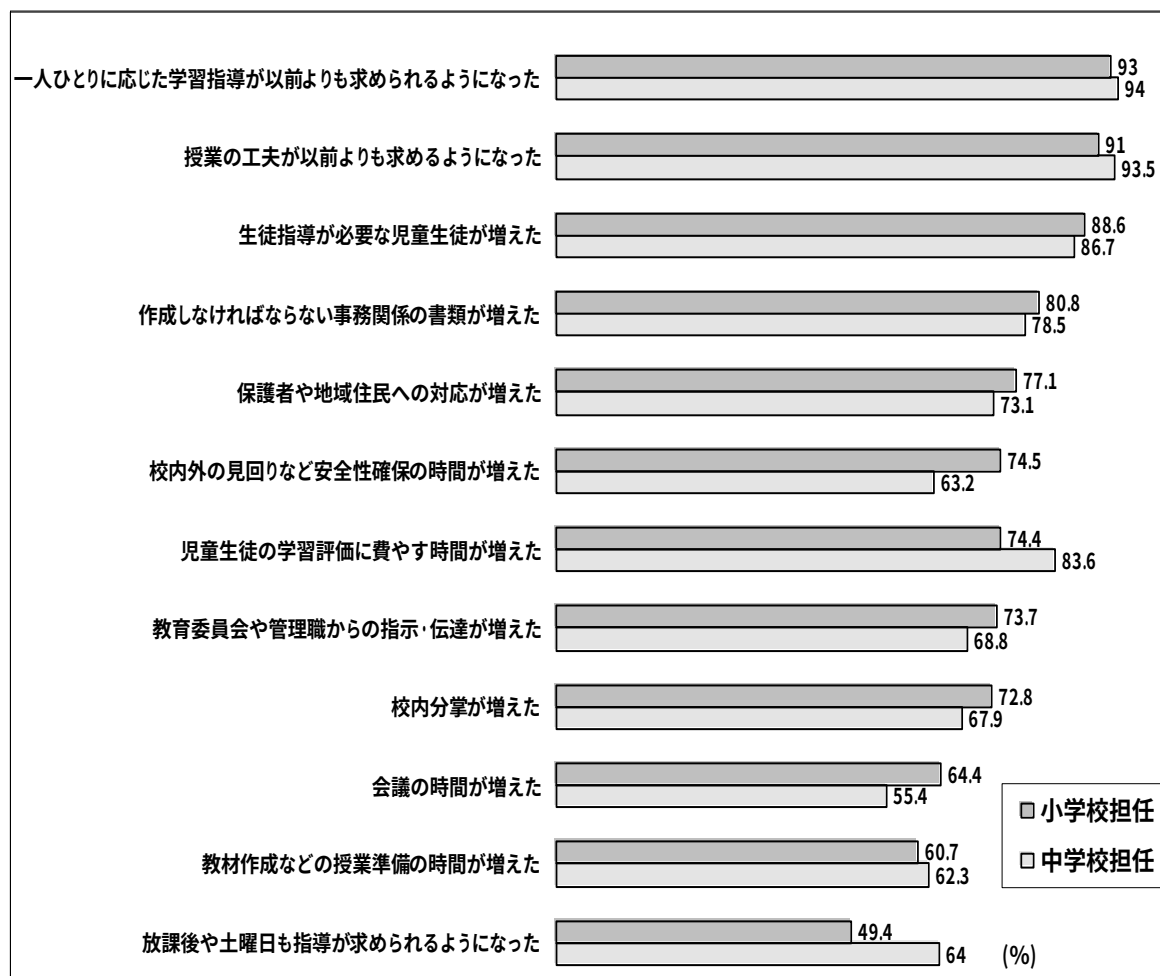
出典：文部科学省「平成15年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成16年12月)

② 職務の忙しさに関する教師の意識



出典：日本教職員組合生活局「職場点検月間全国実態調査報告書(2002年10月実施)」

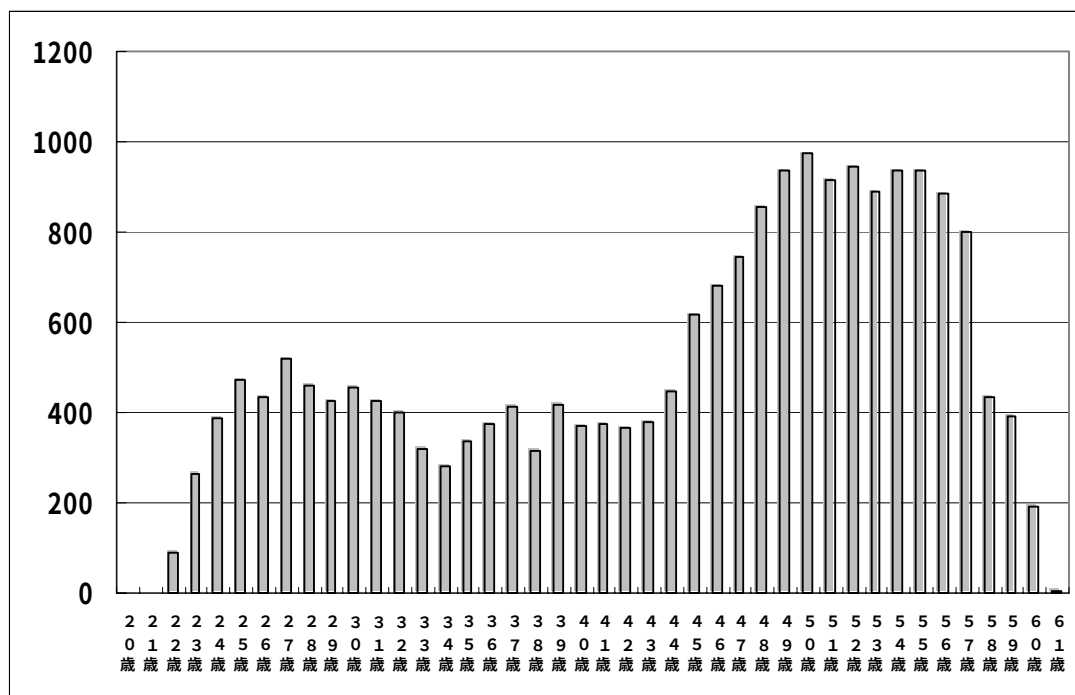
③ 勤務について感じる事(「とても感じる」「まあ感じる」の合計)



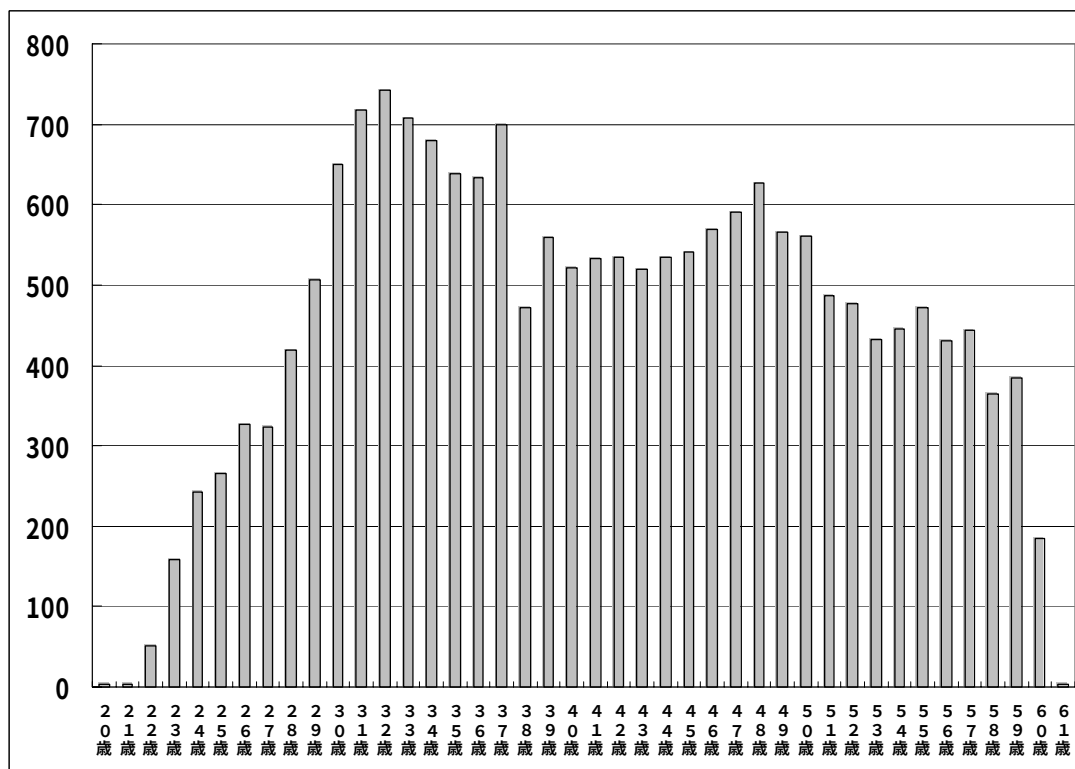
出典：文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果の速報(平成17年6月)

④公立小学校 本務教員数の年齢構成

【神奈川県】



【北海道】



出典：文部科学省「平成16年度学校教員統計調査中間報告」（平成17年7月）

(4) 教師の新たな人事制度に関する資料

① 希望降任制度の実施状況の推移

(単位:人)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
校長→教頭	0	0	0	3	2
校長→教諭	0	2	2	3	3
教頭→教諭	3	24	44	60	71
部主事→教諭	0	0	3	0	5
合計	3	26	49	66	81
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
制度実施教委数	4	6	19	39	44

出典：文部科学省「指導力不足教員の人事管理に関する取組等について」(平成 17 年 8 月)

② 政令指定都市における人事交流の実績

指定都市名	指定都市→道府県			道府県→指定都市		
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
札幌市	6	1	3	12	17	28
仙台市	20	13	15	63	56	47
さいたま市		44	41		35	27
千葉市	21	21	16	38	24	50
川崎市	7	11	11	6	8	9
横浜市	10	15	22	8	4	2
名古屋市						
京都市						
大阪市	4	4	3	2	2	3
神戸市	0	3	0	0	3	0
広島市	20	13	11	50	19	11
北九州市	4	5	2	3	7	2
福岡市	0	0	2	1	0	2

☆さいたま市は平成 16 年度から政令指定都市に移行

☆川崎市と横浜市はそれぞれの市間での人事交流も含む

出典：文部科学省「義務教育特別部会(第 31 回・第 32 回)議事録・配布資料」の資料 3「教職員人事の在り方等に関する資料」

③ 都道府県間人事交流（平成17年4月時点）

派遣元	派遣先	派遣人数	派遣元	派遣先	派遣人数
北海道（3県5名）	青森県	1名	岡山県（1県2名） 広島県（13県24名）	広島県	2名
	岩手県	2名		宮城県	2名
	秋田県	2名		秋田県	1名
青森県（3県10名）	北海道	1名		静岡県	1名
	岩手県	5名		和歌山県	2名
	秋田県	4名		鳥取県	2名
岩手県（4県12名）	北海道	1名		島根県	1名
	青森県	5名		岡山県	3名
	宮城県	1名		山口県	2名
	秋田県	5名		香川県	1名
宮城県（4県15名）	岩手県	1名		高知県	4名
	福島県	3名		大分県	1名
	岐阜県	9名		鹿児島県	1名
秋田県（4県12名）	広島県	2名		沖縄県	3名
	北海道	2名	山口県（1県2名）	広島県	2名
	青森県	4名	徳島県（2県4名）	香川県	1名
福島県（3県7名）	岩手県	5名		高知県	3名
	広島県	1名	香川県（4県4名）	福島県	1名
	宮城県	3名		広島県	1名
神奈川県（1県1名）	香川県	1名		徳島県	1名
	鹿児島県	3名		高知県	1名
福井県（1府1名）	埼玉県	1名	高知県（5県21名）	岐阜県	6名
長野県（1県2名）	京都府	1名		大阪府	7名
岐阜県（3県24名）	山梨県	2名		広島県	4名
	宮城県	9名		徳島県	3名
	高知県	6名		香川県	1名
三重県（2県4名）	鹿児島県	9名	佐賀県（2県3名）	福岡県	1名
	奈良県	2名		長崎県	2名
	和歌山県	2名	長崎県（2県3名）	佐賀県	2名
京都府（1県1名）	福井県	1名		大分県	1名
奈良県（2県4名）	三重県	2名	大分県（2県2名）	広島県	1名
	和歌山県	2名		長崎県	1名
和歌山県（3県6名）	三重県	2名	鹿児島県（3県13名）	福島県	3名
	奈良県	2名		岐阜県	9名
	広島県	2名		広島県	1名
鳥取県（1県2名）	広島県	2名	沖縄県（1県2名）	広島県	2名
島根県（1県1名）	広島県	1名			

<人事交流合計>

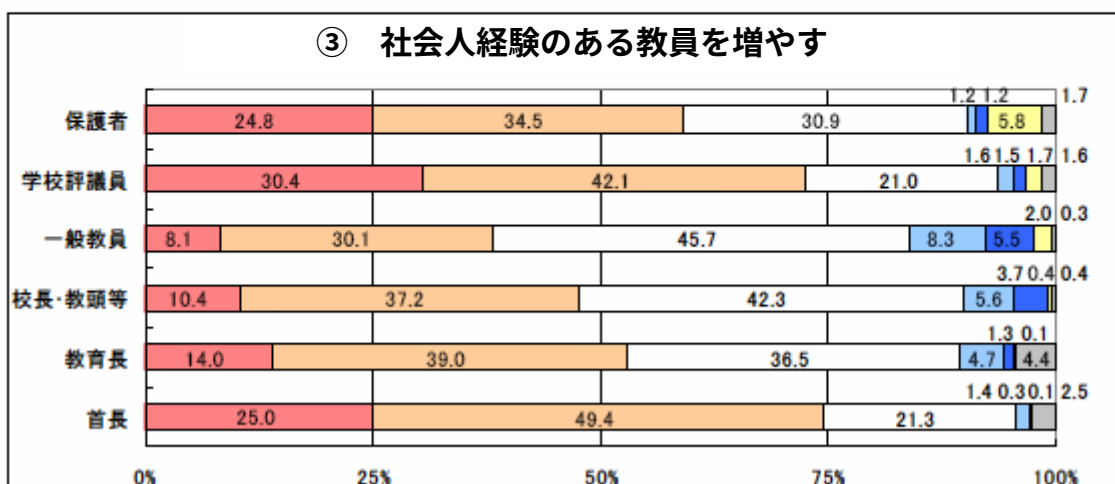
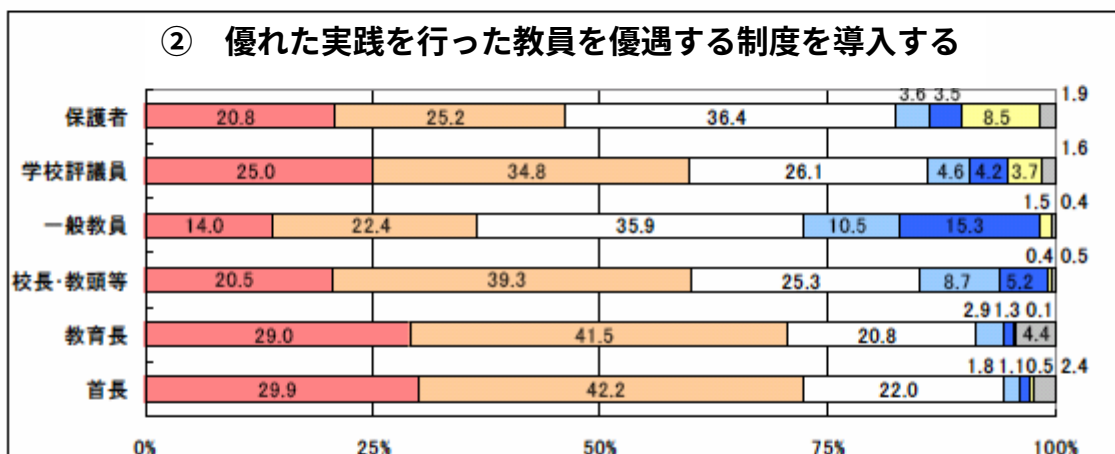
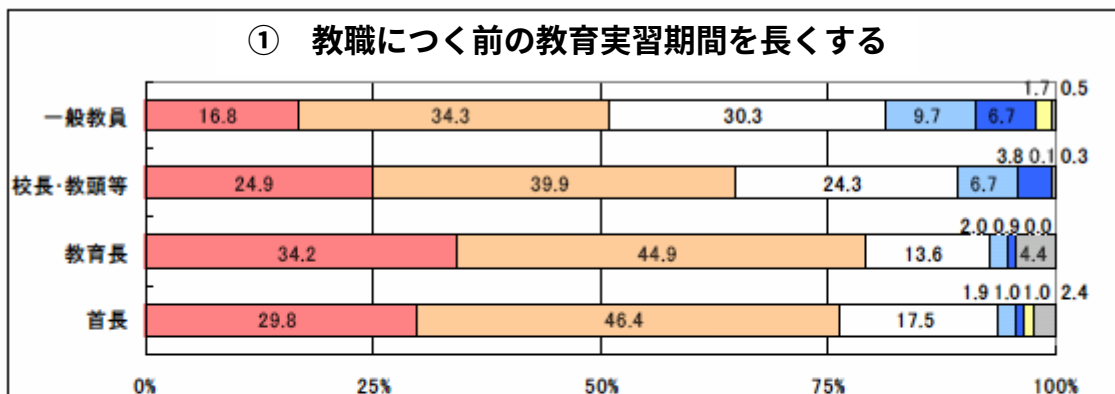
1道1府25県、合計187名

（小学校62名、中学校33名、高等学校80名、特殊教育諸学校12名）

出典：文部科学省「公立学校教員の公募制・F A制等の取組みについて」（平成17年8月）

(5) 教師の養成と処遇に関する資料

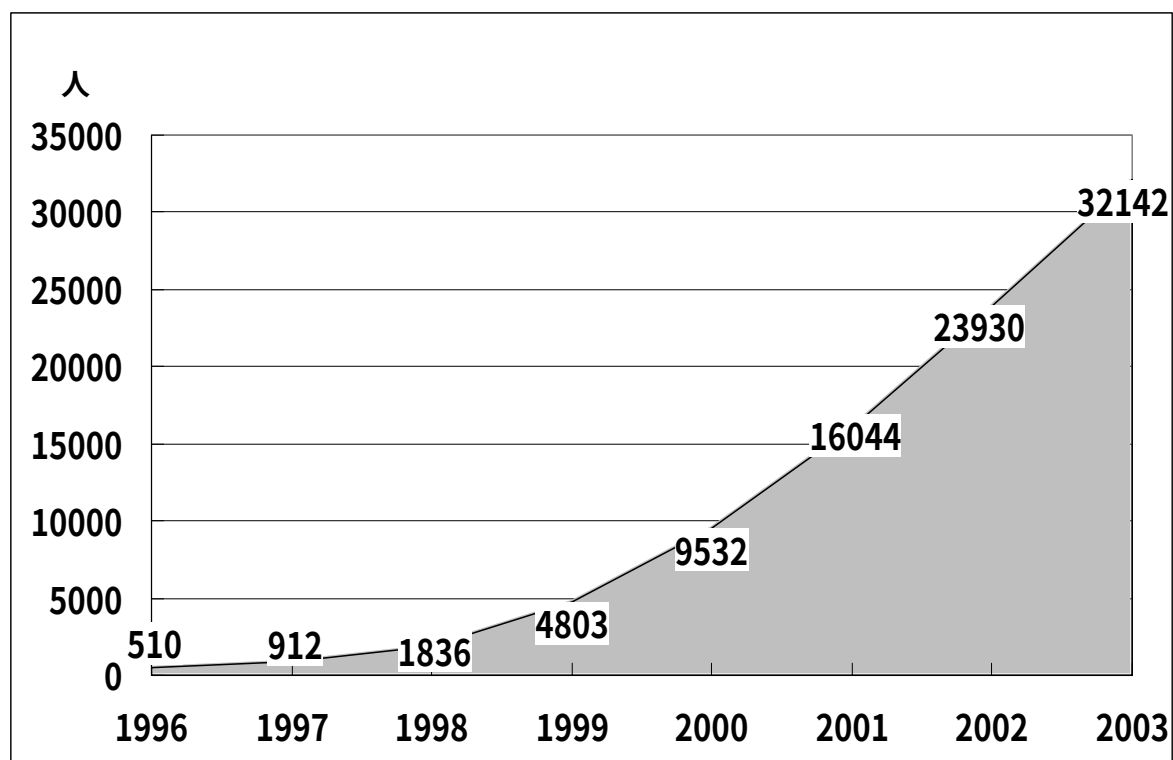
■ 賛成
 ■ まあ賛成
 ■ どちらともいえない
 ■ まあ反対
 ■ 反対
 ■ わからない
 ■ 無答・不明



出典：文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果の速報(平成17年6月)

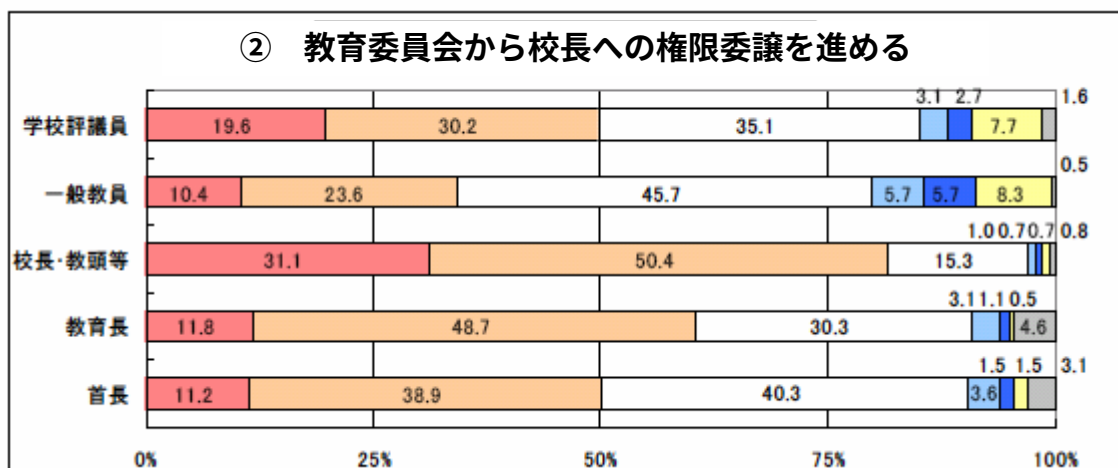
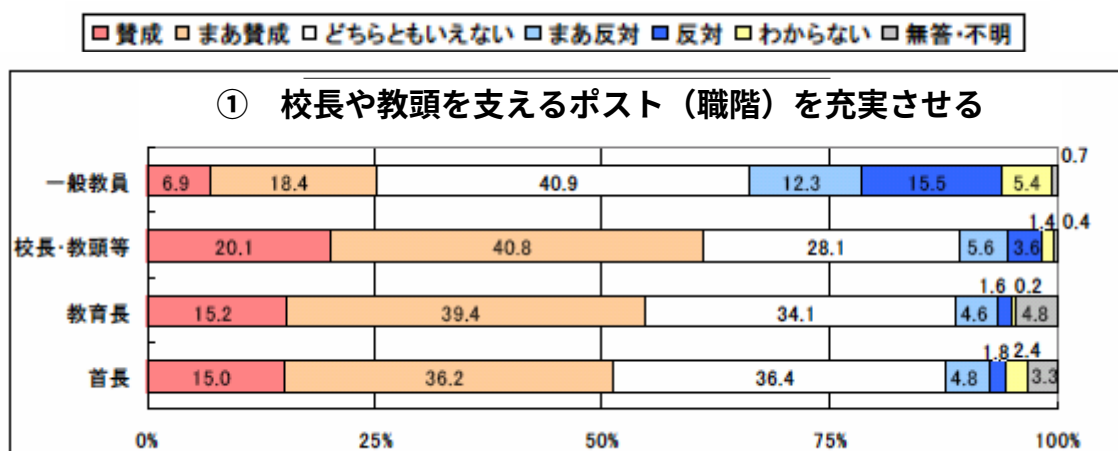
(6) 教師の評価に関する資料

① アメリカの優秀教員認定者数の推移



出典：「National Board of Professional Teaching Standards」のホームページより
<http://www.nbpts.org/>

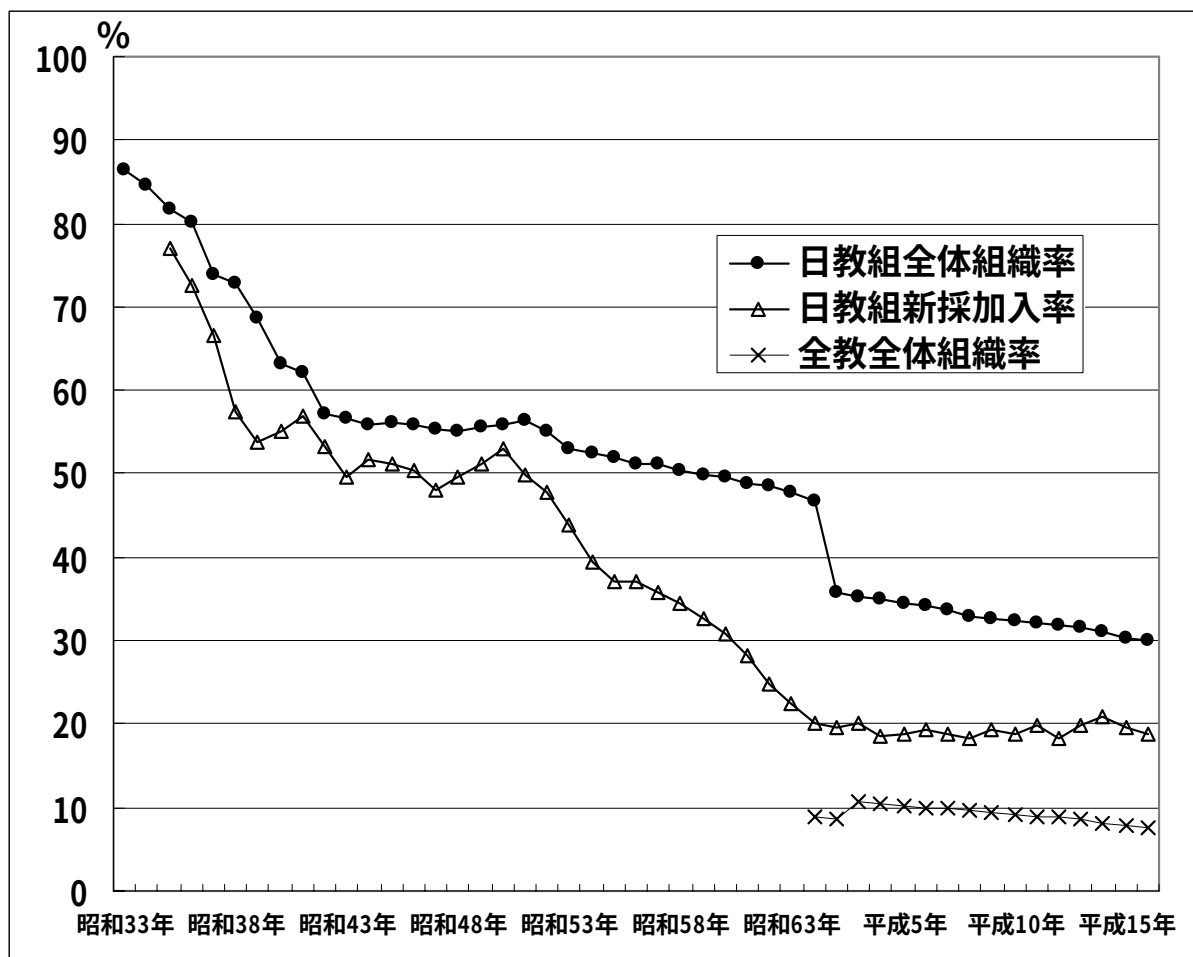
(7) 校長等管理職の裁量権に関する資料



出典：文部科学省「義務教育に関する意識調査」結果の速報(平成17年6月)

(8) 教職員組合に関する資料

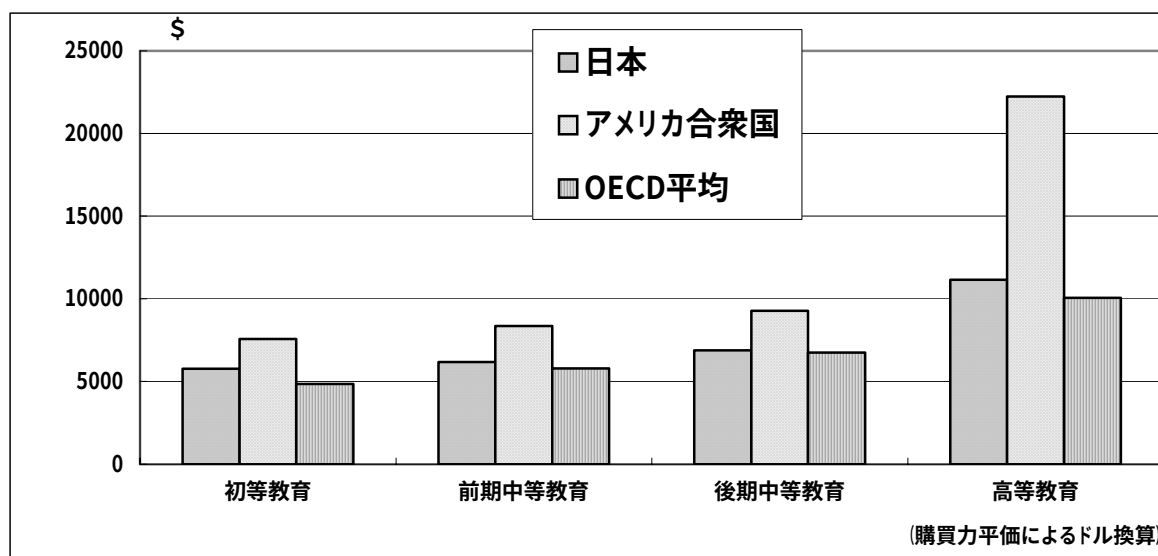
① 日教組組織率・新採加入率・全教組織率の推移



出典：文部科学省「教職員の組織する教職員団体に関する調査結果の概要について」（平成16年12月）

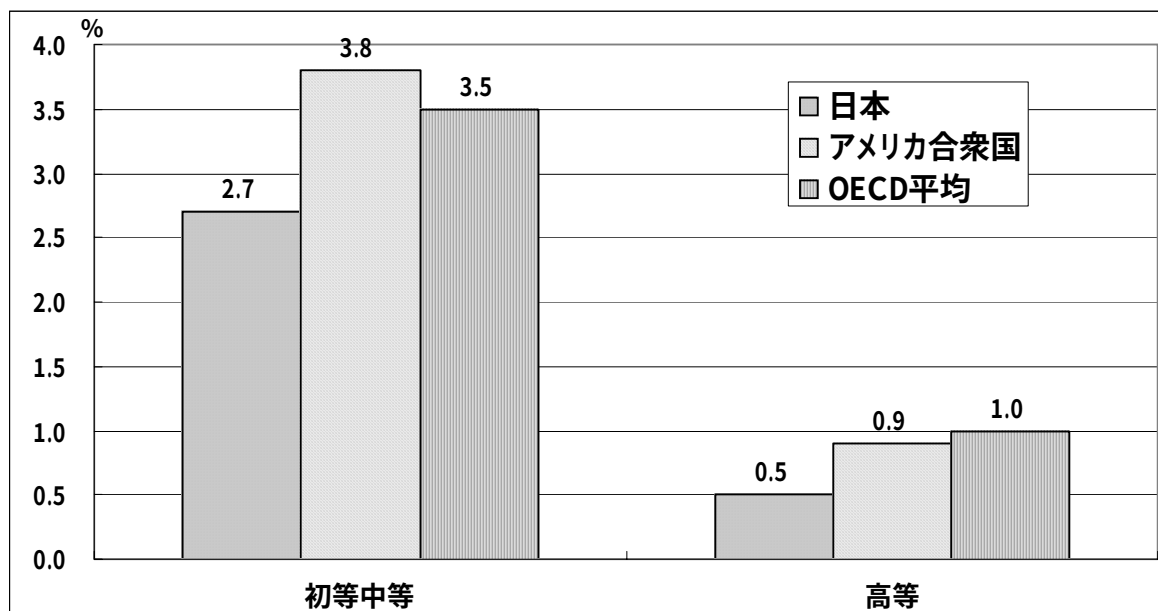
(9) 教育投資に関する資料

① 初等中等教育在学学生一人あたりの教育支出はアメリカの7割にとどまっている



出典：OECD教育インディケーター2004年版

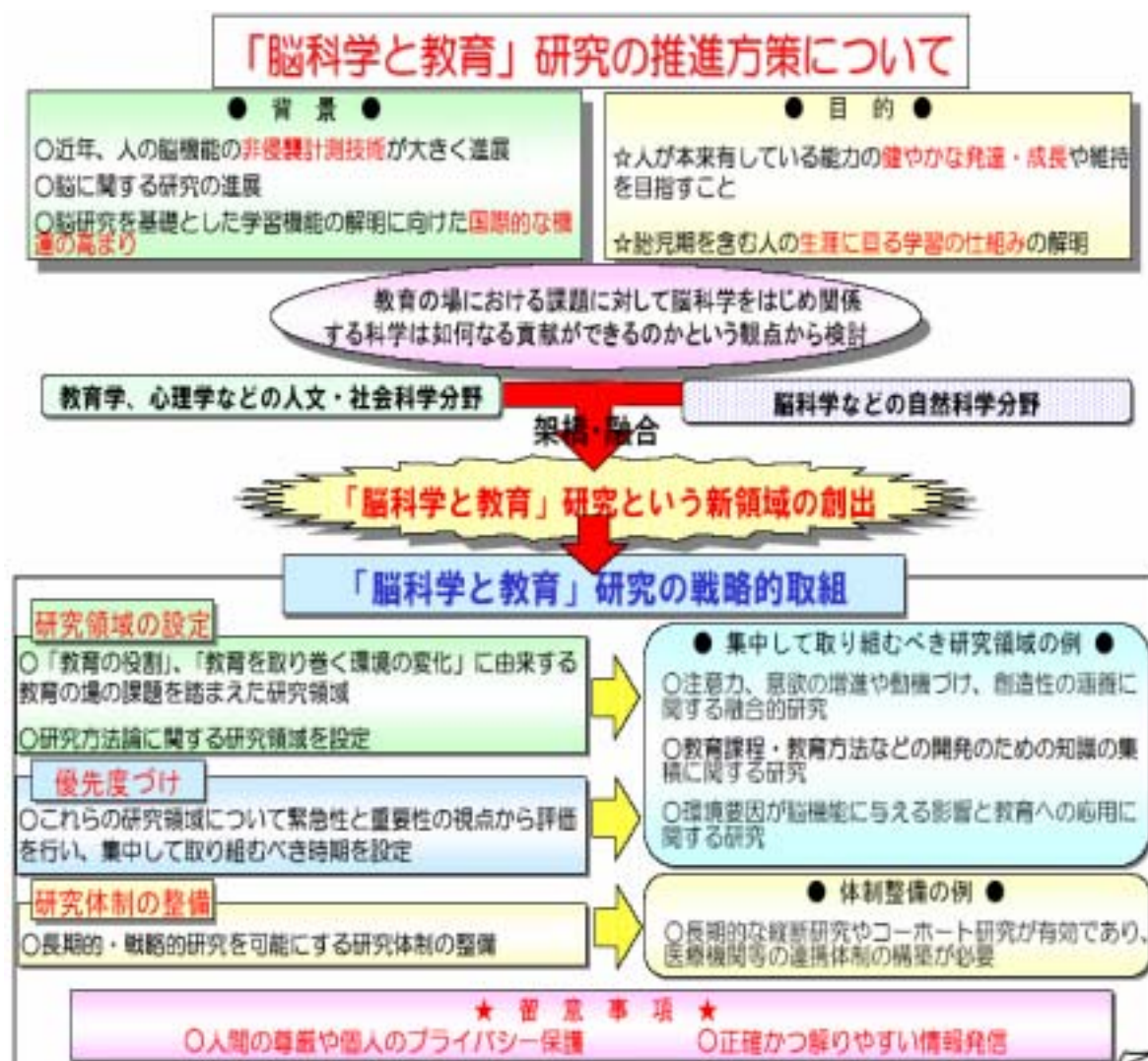
② 教育費公財政支出の対GDP比はOECDの平均以下



出典：OECD教育インディケーター2004年版

(10) 脳科学に関する資料

① 「脳科学と教育」研究の推進方策について（図解）



出典：文部科学省 「脳科学と教育」研究に関する検討会【答申】（平成15年7月）

「PHP教育政策研究会」メンバー

井本 修 (総合教育研究所代表)
木村 貴志 (NPO法人師範塾理事長)
鈴木 高弘 (アクト情報ビジネス専門学校校長)
主査 高橋 史朗 (明星大学教授)
千々布敏弥 (国立教育政策研究所主任研究官)
藤崎 育子 (開善塾教育相談研究所相談室長)

活力ある教育の再生を目指して
— 学校・教師・親・教育委員会を元気にする提言 —

2005年10月17日発行
PHP総合研究所
提言責任者 江口克彦
PHP教育政策研究会
〒102-8331 東京都千代田区三番町3番地10
事務局 秋山憲雄 大江弘 平塚聡子
TEL:03-3239-6222
FAX:03-3239-6273
HP:<http://research.php.co.jp/>
Email:think2@php.co.jp

© PHP Research Institute, Inc. 2005.
Printed in Japan
無断転載はご遠慮ください